

# 公益社団法人会津坂下地方広域シルバー人材センター

## 会員互助会会則

第1条 本会は公益社団法人会津坂下地方広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員（以下「会員」という。）をもって組織し、会員の親睦並びに相互共助をはかり、センターの発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の事務所は、センター事務所内に置く。

第3条 本会は、つぎの事業を行うものとする。

- 2 会員の福利・厚生に関すること。
- 3 会員の慶弔に関すること。
- 4 その他必要と認めた事業。

第4条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名（理事1名含む）
幹事	6名
監事	2名

- 2 幹事及び監事は、総会において会員から選出する。
- 3 会長はセンターの理事長とし、副会長は幹事の互選とする。
- 4 庶務会計は1名とし、会長が委嘱する。

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 定期総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 幹事会は、必要の都度会長が召集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議長は出席した会員の中から選出する。議案は出席会員の過半数以上の賛成をもって議決する。
- 4 幹事会は、過半数の出席をもって成立し、議長は会長がこれにあたり、議案は出席幹事の過半数以上の賛成をもって議決する。

第7条 本会の会費は、年1,000円とする。

第8条 この会の運営費は、次にあげるものをもって構成する。

会費  
助成金  
寄付金  
その他

第9条 慶弔は、次による。

- (1) 会員が14日以上入院したとき。 見舞金 5,000円（当該年度1回限り）
- (2) 会員が死亡したとき。 10,000円 及び 弔電
- (3) 就業中に死亡したとき。 20,000円 及び 弔電
- (4) 会員の慶事については幹事会において決める。但し新入会員で入会后6ヶ月以内及

び未就業者で1年以内の者は除く

第10条 会員の慰安・行事その他必要な事項については、幹事会において協議し、決定する。

第11条 本会の会計（事業）年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12条 この会則の改廃は、幹事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本会則は、平成12年5月30日から施行する。
- 2 互助会の設立当初の役員は、第4条第2項の会則にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第5条第1項にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 3 互助会の設立当初の事業及び会計年度は、第11条の会則にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 互助会設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の会則にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この会則は、平成17年6月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この会則の一部改正は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この会則の一部改正は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。